

公営企業会計システムの共同化に係るシステム導入業務プロポーザル
に係る審査の流れ

1 審査の流れ

「申込書（参加意思表示）」を受理した後、以下の流れで審査を行う。

- （１）仕様の充足状況調査より、「公営企業会計システムの共同化に係るシステム導入業務基本仕様書」及び「同個別仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載する事業体毎の仕様の充足状況を確認する。
- （２）事業者に対するシステム機能確認のためのヒアリングを実施し、仕様書に記載する事業体毎の仕様の充足状況を確認する。ただし、審査委員会が確認不要と判断した場合は、同ヒアリングを実施しない場合がある。
- （３）審査委員会が仕様書に記載する事業体毎の仕様の充足状況を基に、応募事業者毎に※共同化パターンを特定する。

※共同化パターンとは、事業体毎の仕様の充足状況を基に、ベンダーシステム（応募者が提案するシステム）毎に共同利用が見込める複数のグループ案のこと

例１ 共同化を検討する２事業体に対し、３者から応募があった場合

仕様書の充足状況

	事業体 A	事業体 B
応募者甲	○	×
応募者乙	○	○
応募者丙	×	○

↓

上記「仕様書の充足状況」に基づく共同化パターンの一例

	事業体 A	事業体 B
パターン 1	応募者甲	応募者乙
パターン 2	応募者甲	応募者丙
パターン 3	応募者乙	応募者乙
パターン 4	応募者乙	応募者丙

- （４）各共同化パターンに基づいた見積書の提出を依頼する。

例２ 上記（３）の例（共同化パターン案）を踏まえた各応募者へのお見積書の依頼

- ・ 応募者甲 → ①事業体 A のみの場合の見積書（上表のパターン 1 及び 2）
- ・ 応募者乙 → ①事業体 AB で共同化する場合の見積書（上表のパターン 3）
②事業体 A のみの場合の見積書（上表のパターン 4）
③事業体 B のみの場合の見積書（上表のパターン 1）
- ・ 応募者丙 → ①事業体 B のみの場合の見積書（上表のパターン 2 及び 4）

（５）企画提案書及び見積書を受理する。

（６）審査委員会によるプレゼンテーション審査を実施し、共同化パターンの選択及び事業体毎の最優秀提案者と次点者を選定する。

以上